

議事日程（開会日） 令和7年3月5日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第 7 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第 8 号 木曽岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 木曽岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 木曽岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 木曽岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 木曽岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 2 発議第 1 号 木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 発議第 2 号 木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について
- 日程第 3 4 発議第 3 号 木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子	2 番	古 村 護
3 番	鎌 田 鷹 介	5 番	加 藤 眞 人
6 番	伊 藤 守	7 番	服 部 英二夫

8 番 三 輪 一 雅

9 番 伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹
危 機 管 理 課 長	坂 倉 丈 夫	会 計 管 理 者	藤 井 光 利
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	伊 藤 雅 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	神 野 美 紀 恵
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子 ども ・ 健 康 課 長	佐 藤 信 恵	ふ れ あ い の 里 所 長	松 本 大

事務局出席職員

事 務 局 長	多 賀 達 人	議 会 事 務 局	鈴 木 琴 音
---------	---------	-----------	---------

=====

午前 9 時 0 分開会

○議長（三輪一雅議員） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日、令和7年第1回木曽岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和6年度の一般会計、特別会計の補正予算案、条例の一部改正案、令和7年度の一般会計、特別会計の予算案並びに人事案など、いずれも重要な案件が提出されております。

その詳細については、後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和7年第1回木曽岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

1 番議席、後藤紀子議員、2 番議席、古村護議員のご両名を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（三輪一雅議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

去る 2 月 27 日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて、審査をいただいておりますので、議会運営委員長より、委員会の審査経過報告をお願いいたします。

○7 番（服部英二夫議員） 議長、7 番。

○議長（三輪一雅議員） 7 番議席、服部英二夫委員長。

○7 番（服部英二夫議員） 皆様、改めまして、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る 2 月 27 日午前 9 時より委員会を開催し、委員 4 名全員の出席をいただくとともに、地方自治法に基づき、議長並びに副議長にも出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和 7 年第 1 回木曽岬町議会定例会における日程及び付議事件等についてを協議いたしましたので、その審査経過と結果をご報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長より議案の概要説明を受けて審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日の提出議案は、令和 6 年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案 6 件、条例の改正案 13 件、令和 7 年度町一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案 7 件、諮問案件 1 件、発議案 3 件の、合わせて 30 件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも、重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

また、この審議議案の状況から、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議議案の状況及び委員会での審査日程などを考慮し、会期は、本日 3 月 5 日から 3 月 19 日までの 15 日間とし、十分にご審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の報告並びに加藤町長より行政報告を行っていただく事としております。

この行政報告が終わりました後に議件名を省略させていただきますが、まず、議案第 2 号から議案第 27 号までの 26 議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託していただきます。

次に、諮問第 1 号を上程し、町長より提案理由説明と担当課長の詳細説明を受けた後に、質疑を行っていただき、その後、議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を

行っていただくこととしています。

次に、発議第1号から発議第3号までの3議案を審議していただきます。

この度の発議は委員会付託を行わず、本会議で審査をしていただくこととして、上程後、私から発議の提出説明の後に、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で、令和7年第1回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会後に第1委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、3月6日午前9時から引続き行うこととしておりますので、ご報告をさせていただきます。

また、各常任委員会の日程は、すでに配付させていただきました日程のとおり、教育民生常任委員会は3月10日午前9時から、総務建設常任委員会は3月12日午前9時から開催していただくことといたします。

次に、定例会の再開日は、3月17日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は、3名の方が通告されており、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、発言は、町の議会関係例規に基づいて、行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第2号から議案第27号までの26議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただき、その後にそれぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。

以上をもって、本会議は、散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に、議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会最終日は、3月19日午前9時より再開し、議案第2号から議案第27号までの26議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ一議案ごとに行っていただきます。

最後に、議会運営委員会、議会広報常任委員会から提出を予定している閉会中の継続調査の申し出を上程し、採決を行っていただくこととしております。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告をしていただき、令和7年第1回木曽岬町議会定例会は閉会とされます。

なお、常任委員会ごとに、所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けていただくことでご了解をいただきましたことを、併せてご報告申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和7年3月5日、議会運営委員会委員長、服部英二夫。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、どうもご苦勞様でございました。

ここで皆様にお諮りします。

ただ今、議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日3月5日から3月19日までの15日間とする旨のご報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの15日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。着座で失礼します。

諸般の報告。まずはじめに、三重県町村議会議長会理事会に関する報告でございます。

議員研修を昨年10月1日と2日に開催し、1日は色々なお助けごとに協力できるヒダスケと地域通貨サルぼぼコインの取り組みについて岐阜県飛騨市議会へ、2日は6次産業課と義務教育学校、白川郷学園の取り組みについて岐阜県大野郡白川村議会を訪れ研修を行って参りました。

また、11月13日には、NHKホールで開催されました第68回町村議会議長全国大会に出席をして来ました。更に、11月15日、令和7年度国・県に対する要望事項にかかる県議会への要請を行いました。次に、本年1月9日、理事会に出席し、県選出国会議員に対する要請活動の報告や国の動向などについて説明を受けました。また、2月14日の理事会において、伊藤好博議員と私が自治功労者表彰を受けました。

次に、桑名広域清掃事業組合議会議員としては、本年1月20日に第1回臨時会が開催され、議長・副議長の選挙がなされ、私が副議長に選出されました。また、2月5日に第1回定例会が開催され、令和6年度一般会計補正予算、令和7年度一般会計予算等の議案が提出され、全議案が可決されました。

三重県後期高齢者医療広域連合関係では、昨年11月15日に令和6年第2回定例会が開催され、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定等の議案が提出され、全議案が可決されました。また、本年2月10日に令和7年第1回定例会が開催され、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算、令和7年度一般会計及び特別会計予算、条例の制定等の議案が提出され、全議案が可決されました。

最後に、視察の受け入れとして、昨年10月8日に、宮崎県新富町議会の総務産業常任委員会の視察を受入れ、木曽岬町の防災対策に関する事業などについて説明した後に木曽岬町防災センターの視察をしていただきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第４、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆様、おはようございます。

私たちの方では、昨日今日と恵みの雨が降っておりますが、先日、東京都心では、季節外れの気温が２２℃を超えるというような暖かい日がありました。と思えば、一晩で翌日には気温が２度ということで、一晩で２０℃も気温が下がるということが起きておりますし、また、乾燥によって、大規模な山火事が相次いでおります。地球の温暖化、気候変動が非常に気になるところでございます。

そうした中、本日、令和７年第１回の木曽岬町議会定例会を招集、開会いただきましたところ、全議員ご出席をいただき誠にありがとうございます。

今期定例会には、上程いただきます議案は、令和６年度各会計の補正予算案、条例改正案、令和７年度各会計の当初予算案など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何卒、十分にご審議を尽くしていただきましようをお願いいたします。

それではただ今、議長より許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

２月９日、前日の大雪の影響によって、全町民の皆さんを対象とした避難訓練を延期とさせていただきますでしたが、自主防災組織を対象とした避難所運営訓練を実施させていただきました。当日は、１８組織、８５名の方々にご参加いただき、実際に使用する避難所の図面を用いて、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくのかを疑似体験できるゲームＨＵＧ、これは避難所運営ゲームでございますが、これを通して、自主防災組織それぞれが、避難所を運営していく際に、どのような課題があるかなどを学んでいただいたところでございます。

なお、大雪の影響により延期とさせていただきました避難訓練につきましては、先日、３月２日に実施いたしまして、津波発生時の対応について確認をいただくとともに、一人ひとりが平時・災害時に何をすべきかを考え、災害に対して十分な備えをしていただけるように、町民の皆さんの防災意識の高揚と地域防災力の向上に取り組んで参りました。

２月１３日、１４日には、愛媛県の大洲市西予市と内子町で開催されましたタイムラインカンファレンス２０２５ｉｎ愛媛に参加いたしまして、１３日の定期総会では、国における防災対策の動向や被災者支援の取組などについて、情報共有や意見交換を行い、今後の取組方針の確認をいたしましたところでございます。１４日の午前には、肱川防災ステーションと鹿野川ダムを視察いたしまして、平成３０年の西日本豪雨の折に肱川が氾濫し、甚大な浸水被害を受けたときの状況とその後の治水対策の取組状況について説明を受けた後、国土交通省のＮＩＰＰＯＮ防災資産に認定された乙亥会館災害伝承展示室を視察し、西日本豪雨の発災後から生活再建に向けた取組みの軌跡について、市民の語り部による実体験

に基づく説得力のある説明を受けました。私ども、非常に深い感銘を受けたところでございます。また、午後には、シンポジウムに参加いたしまして、関西大学の河田教授がコーディネーターを務められた防災活動に取り組む高校生とのトークセッションや、東京大学大学院の松尾教授がコーディネーターを、更に、元国土交通省の国土保全局長であった京都大学防災研究所の井上教授がアドバイザーを務められ、地元市町村長などによる持続性のあるタイムライン防災をテーマにしたパネルディスカッションが行われ、最後にタイムライン防災の推進に必要な人員拡充や、要配慮者等の避難計画の実行性確保、次世代への防災教育の推進を柱とするカンファレンス宣言を採択いたしまして、大会とシンポジウムを閉会といたしたところでございます。

以上のことを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 5 議案第 2 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 7 号）
について

日程第 6 議案第 3 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正
予算（第 4 号）について

日程第 7 議案第 4 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 1 号）について

日程第 8 議案第 5 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第 3 号）について

日程第 9 議案第 6 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算
（第 3 号）について

日程第 10 議案第 7 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第
2 号）について

日程第 11 議案第 8 号 木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

日程第 12 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条
例の制定について

日程第 13 議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

日程第 14 議案第 11 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 15 議案第 12 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第 16 議案第 13 号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 17 議案第 14 号 木曽岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 15 号 木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 16 号 木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 17 号 木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 18 号 木曽岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 19 号 木曽岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 23 議案第 20 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について

日程第 24 議案第 21 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について

日程第 25 議案第 22 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 26 議案第 23 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について

日程第 27 議案第 24 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について

日程第 28 議案第 25 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算について

日程第 29 議案第 26 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算について

日程第 30 議案第 27 号 木曽岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 日程第 5、議案第 2 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 7 号）についてから、日程第 30、議案第 27 号、木曽岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 26 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、議案第2号から議案第27号までの26議案について、その提案理由を申し上げます。

先ず、議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、この度の補正は、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ3億600万円を減額し、予算の総額を35億4,600万円とするものでございます。

補正の内容を申し上げますと、主に年度末を迎え、歳出の各科目にわたり人件費および事業費を精査したもので、総務費では、ふるさとさきさき応援事業費において寄附の実績により増額とする一方で、高度情報処理対策費における標準化システムの対応スケジュールおよび利用方針の変更や、木曾岬干拓事業推進費における企業立地奨励金の精査などにより減額を行いました。

続く、民生費では、障害者福祉費における障害者自立支援給付費や、臨時特別給付費における低所得者支援給付金の事業実績により減額を行い、衛生費では、保健衛生費における各種予防接種の事業実績や、塵芥処理費における一般ごみ収集処理事業の精査により減額を行いました。

農林水産業費では、湛水防除費において、県営事業に係る負担金の内示に伴う増額を行い、土木費では、道路橋梁費や住宅費において、各種事業の精査に伴う減額を行うと共に、下水道事業会計の精査に伴う繰出金の減額を行いました。

消費費では、消防団活動費や災害対策経費において、活動報酬や業務委託費の精査に伴う減額を行い、教育費では、小学校費、中学校費、保健体育施設費において、それぞれの事業実績により減額を行いました。

以上が、歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入といたしまして、法人町民税、市町村たばこ税、法人事業税交付金などにおいて増額を見込んでおります。

次に、議案第3号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、この度の補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ3,156万5,000円を追加し、予算総額を7億5,302万円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修に国庫補助金が交付されることにより、運営準備基金繰入金が必要となったほか、県支出金及び、一般会計繰入金の確定見込みにより、精査するものでございます。

歳出では、保険給付費の見込額を推計し、増額するものでございます。

次に、議案第4号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この度の補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,284万円を追加し、予算総額を2億684万円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、保険料の本算定及び、一般会計繰入金の確定見込みにより精査するほか、令和５年度決算により、本年度への繰越額が確定したものでございます。

歳出では、保険料の収入見込や令和５年度分の療養給付費負担金の精算により、広域連合納付金を増額するものでございます。

次に、議案第５号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ１,０２０万９,０００円を追加し、予算総額を６億６,８６４万５,０００円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、国、県、支払基金からの交付金の確定見込みにより増額し、歳出では、介護保険サービス事業に係る支給見込み額の精査により増額するものでございます。

次に、議案第６号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第３号）についてでございますが、この度の補正は、収益的収入及び支出において、光熱水費や各種事業の精査に伴い、関連予算を減額するとともに、資本的収入及び支出において、東部地区クリーンセンタースtockマネジメント事業等に対する国費の内示分を増額するものでございます。

次に、議案第７号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第２号）についてでございますが、この度の補正は、光熱水費や各種事業の精査に伴い、関連予算を減額するものでございます。

次に、議案第８号、木曽岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告で示された給与制度のアップデートに基づき、俸給及び各種諸手当を包括的に整備するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第９号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護を理由とした離職を防止するための支援制度の強化を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１０号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、刑法の一部改正により懲役および禁固が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

次に、議案第１１号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、三重県域における保険料水準の統一化に向け、保険料算定方式を所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の３方式とすること。および、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、国民健康保険料の賦課限度額や、低所得者の保険料軽減を判定するための所得基準等が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１２号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてでございますが、災害関連死についての規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 13 号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 14 号、木曽岬町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和 6 年 12 月 27 日に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 15 号、木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、木曽岬町体育館では近年の夏場の暑さを踏まえ、令和 7 年度以降、料金を徴収することで全ての利用時間において冷房運転の利用を認めようとする、および照明電気使用料を含む室料に関しても見直しを行おうとすることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 16 号、木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、中学校武道館の施設使用料を、中学校体育館の使用料と同一の算定方式としようとすることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 17 号、木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 18 号、木曽岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案については、下水道事業会計の健全化を図るため、令和 7 年 7 月 1 日から下水道使用料の改定を行おうとすることから、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 19 号、木曽岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等が改正されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 20 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についてでございます。

当初予算編成に当たっては、この 4 月に町長及び町議会議員選挙を控えているため骨格型の予算といたしました。政策的な経費は補正予算で対応することとなりますが、継続して行う事業や国・県と関連する事業等については、円滑な事業の実施に支障がないよう予算計上いたしております。

令和7年度の予算総額は、34億8,200万円で、前年度当初予算と比較しますと、1億8,300万円、率にして5.0%の減額となっております。

それでは、この予算を構成する主要な事業について、第6次総合計画前期基本計画の体系に沿って説明させていただきます。

まず、基本目標の1つ目、すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実の事業として、子育て支援の推進の分野では、改正児童福祉法に基づく、こども家庭センターの設置を行い、妊娠期から子育て期までの専門相談窓口の機能強化を図ることとしております。

次に、基本目標の2つ目、学びのまち・木曽岬の推進の事業として、学校教育の分野では、小中学校統合型校務支援システムを、桑名市との同時調達により整備するための経費538万円を計上いたしております。

次に、基本目標の3つ目、次世代につなげる生活環境の充実の事業として、道路等の整備の分野では、道路の周辺環境等を整備するための経費6,829万円を計上し、上下水道の整備の分野では、下水道施設のストックマネジメント・耐震補強事業を行うために不足する経費2億3,070万円を下水道事業会計への繰出金として計上しております。

次に、基本目標の4つ目、地域産業の持続的発展支援の事業として、農業・漁業振興の分野では、近江島排水機場の更新を行う湛水防除事業として824万円を計上すると共に、中央幹線排水路の長寿命化対策を行う排水施設整備事業として615万円を計上しております。

また、工業・商業振興の分野では、木曽岬町企業誘致促進条例に基づく企業誘致推進補助事業として1億4,962万円を計上いたしております。

次に、基本目標の5つ目、緊急時対応への備えの充実の事業として、消防・防災対策の分野では、令和5年度からの6か年計画で、機器類の更新および機能強化を図ろうとする防災行政無線（同報系）機器設備拡張・長寿命化事業として2,112万円を計上し、基本目標の6つ目、将来を見据えた行財政運営の推進の事業として、協働によるまちづくりの推進の分野では、第3期人口ビジョン・総合戦略策定事業として725万円を計上すると共に、わいわい市場の開催やSNSの配信等のシティプロモーション事業として694万円を計上いたしております。

また、行政サービスの向上の分野では、情報システムを、国が定める標準準拠システムに移行させるための自治体情報システム標準化・共通化事業として1億3,269万円を計上いたしております。

以上が、令和7年度の当初予算に計上されている主要な事業の概要でございます。

次に、歳入予算の概要でございますが、歳入の根幹をなす町税は、前年度と比較して1億3,838万円の増額といたしております。木曽岬新輪工業団地内への投資が進んだことにより、固定資産税で、前年度と比較して7,880万円の増額となった他、個人住民税では、定額減税の影響が無くなることにより4,300万円の増額となっております。

一方、地方交付税では、前年度と比較して１億９，９００万円の減額となっているほか、町債やその他財源においても減額となっております。

以上が、令和７年度一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第２１号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を７億８００万円とするもので、前年度と比較して２６０万円の減額、率にして０．４％の減額となっております。

歳入の主なものは、保険料では予算額１億４，８６７万４，０００円、前年度より５１万３，０００円の減額、繰入金では、資産割保険料の廃止による激変緩和補填として運営準備基金繰入金７４０万円を計上いたしています。

歳出の主なものは、医療費の公費負担にあたる保険給付費の見込みにより、療養給付費で１５６万円、高額療養費で３４７万円の減額、また、医療費等の財源となる県への事業納付金では３１９万円余りの増額となっております。

なお、被保険者数については、１，２１５人と見込み、前年度に比べ２０人の減となっております。

次に、議案第２２号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を１億９，１００万円とするもので、前年度と比較して３００万円の減額、率にして１．５％の減となっております。

歳入の主なものは、保険料では予算額８，１８３万６，０００円、前年度より２３１万円余りの増額、繰入金では療養給付費の見込みにより５２０万円の減額となっております。

歳出の主なものは、保険料負担金や療養給付費負担金の見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金で３０９万円余りの減額となっております。

また、被保険者数につきましては、１，１３０人と見込み、前年度に比べ１０人の増となっております。

次に、議案第２３号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についてでございますが、令和７年度予算は、予算総額を７億円とし、前年度当初予算から５，０００万円を増額するものでございます。

歳入予算の主なものは、介護保険料では、第９期介護保険事業計画で設定した基準額に基づき、納付者である６５歳以上の第１号被保険者の保険料を見込み、前年度予算から１３８万８，０００円増額いたしております。

また、歳出では、要介護認定者数の伸びを過去の実績等により見込むとともに、居宅介護や地域密着型サービス、施設介護サービスなどの利用状況の変動も予測し、保険給付費を前年度予算から５，０１７万５，０００円増額いたしております。

保険給付費の増加に伴い、国、県の支出金及び支払基金の交付金並びに一般会計繰入金により財源の確保に努めております。

次に、議案第２４号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について

でございますが、予算の総額は、前年度と同額の３００万円で、歳出では、この会計が保有する土地の維持管理に要する経費を計上し、歳入では保有する土地の賃貸借によって生じる貸付収入額などを計上いたしております。

歳出の維持管理に要する経費の財源は、町一般会計からの繰入金で補てんし、歳入の財産貸付収入は町一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第２５号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算についてでございますが、業務の予定量として、年間処理水量を７０万４、０００立方メートルと見込んでおります。

収益的収支の収入では、使用料を前年度実績等から７，８９５万円を見込み、財源不足を補う町一般会計からの補助金２億３，０７０万円などを計上いたしております。

支出では、経営戦略策定業務費用を計上するとともに、処理場の維持管理業務や汚泥処理費を始めとする定期的な管理業務費に加え、各処理施設の修繕費などを計上し、事業収益及び費用として４億５５１万円といたしております。

次に、資本的収支の収入では、施設の長寿命化や耐震対策にかかる財源として企業債を９，０８０万円、国庫補助金を３，５１１万円計上し、１億２，６５４万２，０００円といたしております。

支出では、処理施設の長寿命化や耐震化に係る事業費や県道道路改良工事に伴う下水道管路の復旧費及び企業債の償還金など、１億８，８４８万４，０００円を計上いたしております。

次に、議案第２６号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算についてでございますが、業務の予定量として、総配水量を近年の需要動向などから９２万立方メートルを見込んでおります。

収益的収支の収入は、営業収益の大部分を占める水道料金及び木曽岬干拓地における新輪受水場整備に伴う長期前受金戻入などで、総事業収益１億９，３０２万５，０００円といたしております。

次に、支出では、全体の約６２％を占める県水の受水費として１億２，４２１万２，０００円を計上し、これ以外の支出予算として、通常の維持管理に係る費用を計上し、事業費用を２億２０万円といたしております。

なお、令和７年度予算における収益的収支は、約７１８万円の赤字となる見込みでございます。

次に、資本的収支の収入では、新規加入者の負担金や、耐震対策に係る国庫補助金を計上し、７３１万８，０００円といたしており、支出では、耐震化計画に基づく弘法池受水場の耐震補強設計に係る費用など、２，２７２万７，０００円を計上いたしております。

次に、議案第２７号、木曽岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和７年２月２１日に、非常勤消防団員等に係る損害補償の

基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、同年４月１日に施行されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程を賜りました２６議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を、３月４日正午まで受付けましたが、この間、通告がございませんでしたので、この事を報告し総括質疑を終結いたします。

ただいま議題としております、議案第２号から議案第２７号までの２６議案は、お手元タブレットの議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第３１ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第３１、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを上程し、議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、白木俊正氏が来たる令和７年３月３１日をもって任期満了を迎えることから、同氏を引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

白木氏は、平成３１年１月から人権擁護委員を務められ、現在２期目でございます。同氏は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に対する理解もあり、人権擁護活動に積極的に従事して頂ける方でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦について、説明をさせていただきます。

木曾岬町人権擁護委員、白木俊正氏が令和７年３月３１日付けで任期満了となることから、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３

項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

候補者でございますが、住所、三重県桑名郡木曾岬町大字外平喜 2 1 1 番地、氏名、白木俊正、生年月日、昭和 5 4 年 1 0 月 8 日生まれの 4 5 歳の方でございます。

なお、任期でございますが、法務省の委任の関係により、令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの 3 年間となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

諮問第 1 号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。上程しております議案は、人事に関するものでございます。よって、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。

それでは、日程第 3 1、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり適任者と認めるものとして、答申することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。

したがって、諮問第 1 号は原案のとおり適任者として認めるものとして、答申することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は、1 0 時 1 5 分からいたします。

午前 9 時 5 8 分休憩

午前 1 0 時 1 5 分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第 3 2 発議第 1 号 木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 3 発議第 2 号 木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について

日程第 3 4 発議第 3 号 木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 3 2、発議第 1 号、木曾岬町議会の個人情報の保

護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第34、発議第3号、木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、提出者である議会運営委員会の服部委員長に提出理由の説明を求めます。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） ただいま上程を賜りました発議第1号から発議第3号について、提出理由を申し上げます。

まず、発議第1号、木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、本条例を改正する必要があるものです。

次に、発議第2号、木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定についてでございますが、この規程は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、本条例施行規程を改正する必要があるものです。

次に、発議第3号、木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第68号）が交付され、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、本条例を改正する必要があるものです。

以上、上程を賜りました発議第1号から発議第3号までの提出理由説明とさせていただきます。

なお、それぞれの発議の詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 服部委員長の提出理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○議会事務局長（多賀達人事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 多賀議会事務局長。

○議会事務局長（多賀達人事務局長） まず、発議第1号、木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の左側が現行の条例、右側が改正案となっております。提出理由でも説明がありましたが、番号利用法の改正に伴い、第2条第10項及び第12条第5項は、項ずれによる改正、その他は、法改正に合わせ表現を調整した所要の改正をするものでございます。

末尾の附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、発議第2号、木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定についてご説明させていただきます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の左側が現行の規定、右側が改正案となっております。提出理由でも説明がございましたが、法改正による健康保険証及び運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴い、第3条は保険者番号及び組合員等記号・番号を組合員等記号・番号等に改め、第11条では健康保険の被保険者証を削除し、各様式につきましても健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から健康保険被保険者証を削除するものでございます。

その他は、法改正に合わせ、表現を調整した所要の改正をするものでございます。

末尾の附則でございますが、この規則は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、発議第3号、木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の左側が現行の条例、右側が改正案となっております。提出理由でも説明がございましたが、法改正に伴い懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることから、本条例中の懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

末尾の附則でございますが、この条例は、刑法等一部改正法の施行の日、令和7年6月1日から施行するものでございます。

発議第1号から発議第3号の説明は、以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務局の詳細説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

最初に、発議第1号についてご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、発議第２号についてご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、発議第３号についてご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。発議第１号から発議第３号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、一括討論といたします。討論のあります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 特に、討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ただいま上程中の発議第１号、木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから発議第３号、木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの３議案について、一議案ごとに採決を行います。

それでは、日程第３２、発議第１号、木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。

したがって、発議第１号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第３３、発議第２号、木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。

したがって、発議第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第３４、発議第３号、木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前１０時２６分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には慎重なご審議ありがとうございました。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、大変ご苦勞様でございました。

なお、一般質問日は、３月１７日午前９時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。